

平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日

新規開園（認可）施設等の確認にかかる利用定員の設定について

子ども・子育て支援法に基づく新規開園（認可）施設等の確認に係る利用定員の設定にあたり、子ども・子育て会議に意見聴取を行う。

利用定員について

新規開設等予定施設・事業【1号・2号・3号認定】 別紙のとおり

利用定員の設定について

利用定員は、認可定員の範囲内で区市町村が設定する。

設定は1号及び2号は3～5歳を一括で、3号は、0歳と1～2歳の区分に分ける。なお、標準時間と短時間の区分は基本設けない。

新規開設（認可）施設及び事業に係る確認について

平成27年4月1日以降に認可を受け開設する施設・事業は、区が利用定員を定め、確認を行うことが必要となる。

利用定員を定めようとするときは、あらかじめ審議会等（世田谷区では子ども・子育て会議）の意見を聞かなければならない。（子ども・子育て支援法）